

まちなみ

～人と環境に優しいまちづくりを目指して～



第50号 平成29年 5月15日

編集・発行 羽村市区画整理部 区画整理総務課
区画整理推進課

事業の進捗状況をお知らせします

羽村駅西口土地区画整理事業は、平成27年度から本格的なハード整備に着手し、関係権利者をはじめ皆様のご協力により、平成28年度の事業についても、おおむね計画どおりの事業進捗を図ることができました。

平成29年度は、優先的に整備する地区としている「しらうめ保育園周辺」、「羽村駅前周辺」、「川崎一丁目エリア」、「羽村大橋周辺」を中心に、引き続き区画道路の築造工事、建物等の移転、移転に向けた建物等の調査を行うとともに、羽村大橋東詰交差点付近において都市計画道路3・4・12号線や奥多摩街道側への擁壁設置工事など、計画的な事業の執行に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。



平成28年度に
羽村東小学校東側の
区画道路の整備と東小学校の
通用門を新設しました。
(幅員6m、延長約100m)



第50号の主な内容

1. 平成29年度の主な整備内容
2. 平成28年度に行った整備の状況

1. 平成29年度の主な整備内容

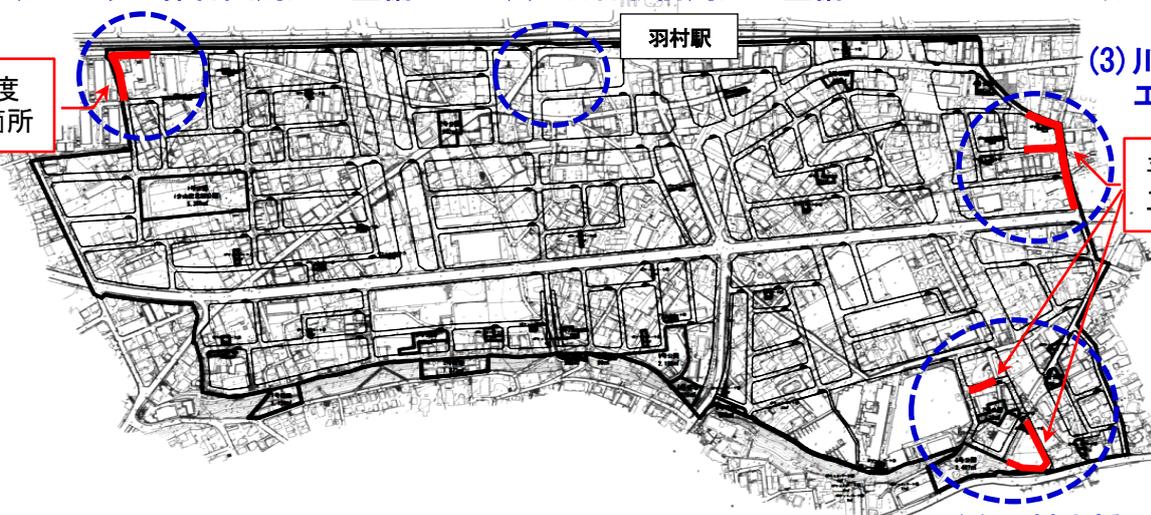
(1) しらうめ保育園周辺の整備

(2) 羽村駅前周辺の整備

(3) 川崎一丁目 エリアの整備

平成 29 年度
工事予定箇所

平成 29 年度
工事予定箇所



(4) 羽村大橋周辺の整備

(1) しらうめ保育園周辺の整備

建物等の移転が完了した、しらうめ保育園の移転先等において、権利者の方が土地利用できるよう、宅地の整地工事と移転先周囲の既設道路の拡幅工事などを行います。



青梅方面 ← JR青梅線 → 福生方面

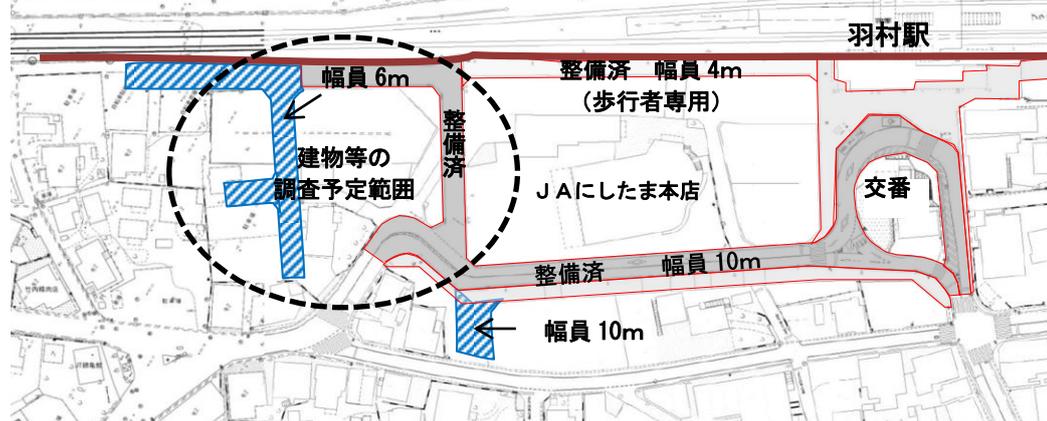


(2) 羽村駅前周辺の整備

平成30年度以降に計画している西口駅前の小作側の区画道路の整備や建物等の移転に向けて、建物等の補償調査を行います。



青梅方面 ← JR青梅線 → 福生方面



凡例: [---] 29年度の建物移転・補償調査範囲

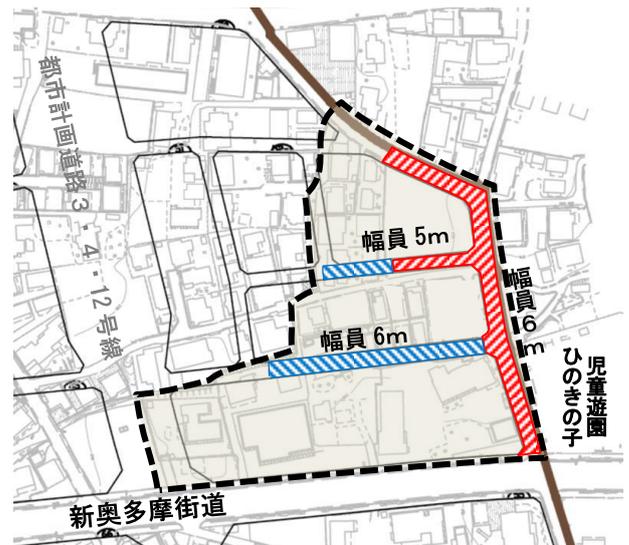
[斜線] 29年度の道路工事箇所

[斜線] 30年度以降の道路工事箇所

(3) 川崎一丁目エリアの整備

平成28年度に移転補償調査が完了した建物等について、権利者の方と協議を行い建物等の移転を行います。

また、埋蔵文化財の調査を行ったうえで、既設道路の拡幅工事や区画道路の新設工事、宅地の造成工事等を進めるとともに、平成30年度以降の建物等の移転に向けて、建物等の補償調査を行います。

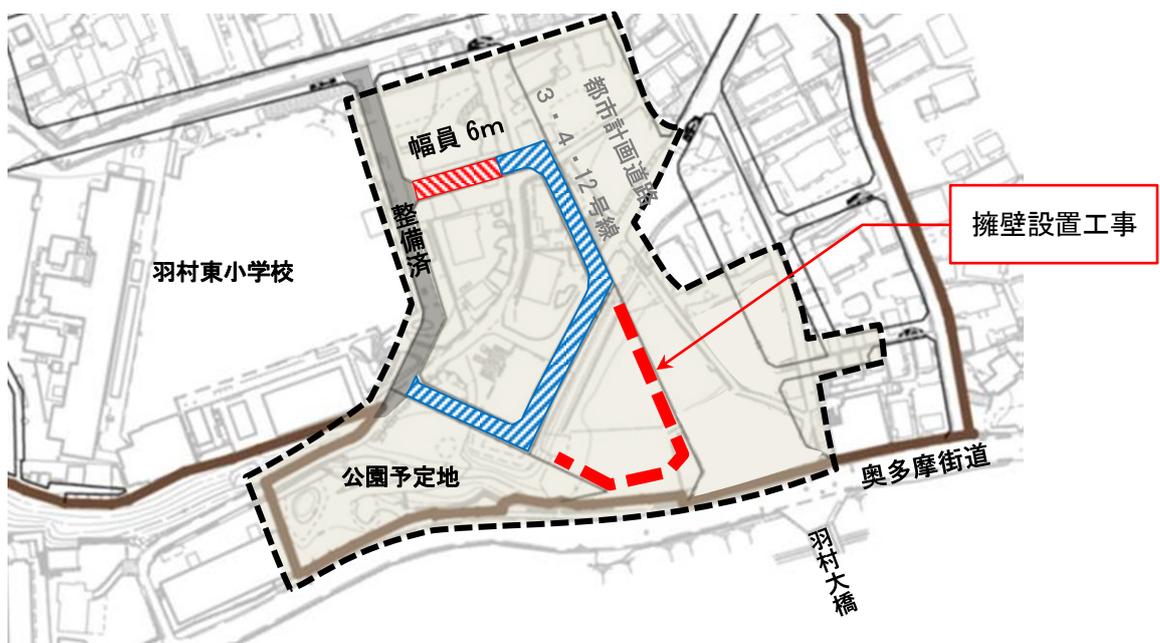


(4) 羽村大橋周辺の整備

羽村東小学校周辺では、埋蔵文化財の調査を行ったうえで、区画道路の新設工事や宅地の造成工事等を進めるとともに、平成30年度以降の建物等の移転に向けて、建物等の補償調査を行います。

また、羽村大橋東詰交差点付近では、建物等の移転が完了し、道路用地等の確保ができたことから、都市計画道路3・4・12号線の早期整備を目指し、平成29・30年度の2か年で、都市計画道路3・4・12号線及び奥多摩街道側などへ擁壁を設置する工事を行うとともに、権利者の方の移転先となる宅地の造成工事を行います。

擁壁の設置工事にあたりましては、7～8月頃に関係権利者をはじめ周辺の住民の方々を中心に工事の説明会を実施します。日程等については、今後お知らせします。



建物等の調査や移転にあたっては、市の職員が事前にご挨拶に伺ったうえで、「公益財団法人 東京都都市づくり公社」の職員を紹介し、連携してご案内して参ります。

2. 平成28年度に行った整備の状況

平成28年度は、優先的に整備する地区において、建物等の移転や区画道路の築造工事、建物等の移転に伴う補償金算定のための調査などを行いました。

(1) しらうめ保育園周辺

しらうめ保育園の移転先を整備するため、周辺の権利者のご協力により建物等の移転が完了しました。

(2) 羽村駅前周辺

西口駅前の小作側の街区において、平成30年度の建物等の移転や区画道路の整備に向けた関係権利者との調整を進めました。

(3) 川崎一丁目エリアの整備

平成29年度に計画している建物等の移転や区画道路の整備に向けて、移転対象となる建物等の補償調査を行いました。

(4) 羽村大橋周辺の整備

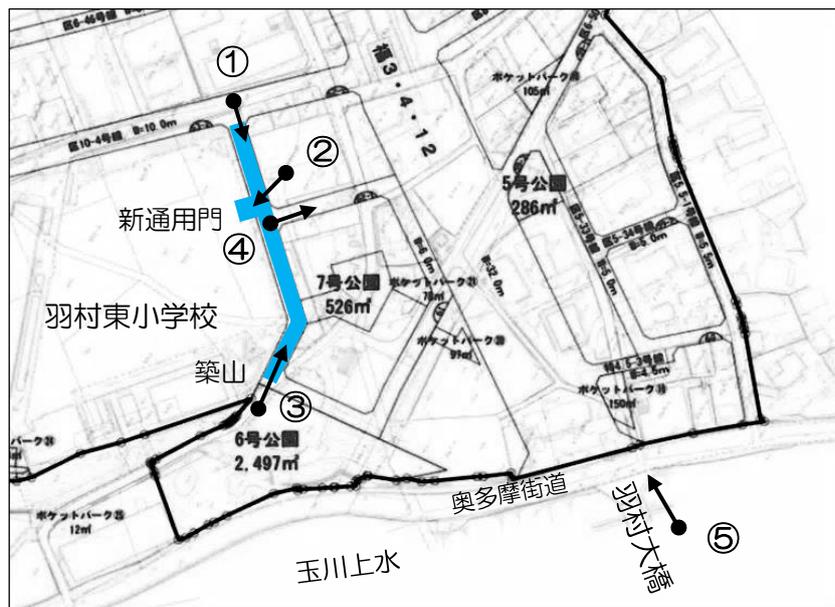
平成27年度から継続して整備をしている羽村東小学校の付近では、関係権利者等との調整を踏まえ、羽村東小学校東側に幅員6メートルの区画道路を整備するとともに、東小学校の新たな通用門を設置し、歩行者や児童の安全性、利便性を確保しました。

また、都市計画道路3・4・12号線周辺の整備では、早期整備を目指し道路用地を確保するため、関係権利者のご協力により建物等の移転が完了するとともに、平成29年度に計画している建物等の移転や区画道路の整備に向けて、移転対象となる建物等の補償調査を行いました。

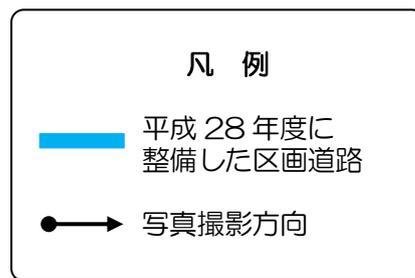
しらうめ保育園周辺の建物等移転完了



羽村大橋周辺の整備位置図（写真撮影箇所）



※上図の区画道路は、現在、歩行者・自転車のみ通行できます。



◆羽村東小学校東側の区画道路の整備状況

通学路等としての安全性を確保するとともに、擁壁やフェンスなどは景観に配慮したデザインを採用しています。また、小学校の広域避難場所としての機能向上を図るため、通用門のユニバーサルデザイン化や蓄電機能付きのLED照明を取り入れました。

① 新設した区画道路



フェンスなどの色はブラウンで統一しています。

② 新しくなった通用門



車いす等に配慮しスロープを設置しました。

③ 児童の通学の様子



景観に配慮したデザインで擁壁の表面を仕上げました。

④ 平成 29 年度に整備予定の道路用地



◆羽村大橋東詰交差点付近の状況

関係権利者のご協力により都市計画道路 3・4・12 号線の道路用地の一部が確保できました。

⑤ 平成 28 年 5 月（建物等の移転前）



平成 29 年 4 月（建物等の移転後）



新築・増築・改築などをご検討・ご予約の方へ

羽村駅西口土地区画整理事業の施行地区内で、①建物や工作物の新築、改築、増築などをする場合、②土地の形質の変更をする場合、③移動の容易でない物件（5トン以上）の設置などをする場合は、土地区画整理法第76条による羽村市長の許可（76条許可）が必要となります。

これらの建築行為などをご検討・ご予約されている方は、事前に、区画整理部区画整理総務課まで、許可申請書の提出をお願いいたします。

また、平成29年1月1日より、羽村駅西口土地区画整理事業の施行地区内において地区計画を定めました。建築物や工作物の新築や増築等を行う場合は、76条許可の申請とは別に、都市計画法による地区計画の届出が必要となります。

要件や制限など、詳しくは都市建設部都市計画課にお問い合わせください。

- 問合せ先■ 羽村市役所 042-555-1111（代表）
- | | |
|-----------|--------------------------|
| 【76条許可関係】 | 区画整理部 区画整理総務課 総務係（内線281） |
| 【地区計画関係】 | 都市建設部 都市計画課 都市計画係（内線288） |

提出書類等の詳しい内容は、羽村市のウェブサイトにも掲載しています。

【羽村市公式サイト】〈URL〉 <http://www.city.hamura.tokyo.jp/>

◆お願い

相続等に伴う権利者の異動（所有権移転登記）が生じた場合は、羽村駅西口土地区画整理事務所にご連絡をお願いいたします。

なお、借地権の方が所有権を取得した場合等により、借地権が消滅した場合は、届け出が必要となります。詳しくは、土地区画整理事務所までお問い合わせください。

■ 羽村駅西口土地区画整理事務所

【住所】羽村市羽東1-29-35

【電話】042 - 570 - 7474

【開所日・開所時間】

毎週月曜日～金曜日（祝日を除く）
午前8時30分～午後5時15分まで

